埼玉県立病院 料金表

令和7年10月15日改正

区分			金額	
特別病室			1日につき 11,000円	
の使用	埼玉県立循	特別病室B	1日につき	8,800円
	環器・呼吸器	特別病室C	1日につき	7,700円
	病センター	特別病室D	1日につき	6,600円
		特別病室E	1日につき	5,500円
		特別病室F	1日につき	4,400円
		特別病室A	1日につき	26,100円
	埼玉県立が	特別病室B	1 日につき	15,700円
	んセンター	特別病室C	1日につき	14,600円
		特別病室D	1日につき	13,600円
	埼玉県立小	特別病室	1日につき	11,000円
	児医療セン			
	ター			
病院が表	埼玉県立小児医	療センター	1回につき	8,800円
示する診				
療時間以				
外の時間				
における				
診察				
非紹介患		・呼吸器病セン	1回につき	7,700円
者の初診	ター 埼玉県立がんセンター			
			1回につき	7,700円
	埼玉県立小児医療センター		1回につき	7,700円
非紹介患	埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県立がんセンター		1回につき	3,300円
者の再診			1回につき	3,300円
	埼玉県立小児医療センター		1回につき	
入院期間			1日につき	3,300円 2,710円
が180				· ·
日を超え	入院料1を算定	まする場合		ないものにあっては、
た日以後	専門病棟入院基本料7対1入院		2,470円)	2,750円
の入院			1日につき (消费税が無された)	*
, . , ,	基本料を算定する場合		(消費税が課されないものにあっては、2,500円)	
			1日につき	2,270円
入院料6を算定する場合		(消費税が課されないものにあっては、		
	A CONTROL OF THE PARTY OF THE P		2,070円)	
薬価基準収載前の医薬品の投与				実費相当額
薬価基準収載医薬品の承認外投与			薬価基準に定める薬価の額	
厚生労働大臣が定める回数を超えて受けた診 療		医科診療報酬	州点数表に準じて得た額	
歯科自費診療	寮 診療	費	歯科診療報酬	州点数表に準じて得た額
	材料費		実費相当額	
HLA自費相	<u> </u>			実費相当額

セカンドオピニオン	埼玉県立循環器・呼吸	30分につき	19,800円	
(診断や治療方法に	器病センター	(30分を超える部	分について、30分ま	
ついて、主治医以外		でごとに11,00	0円を加算した額)	
の第三者の医師が提	埼玉県立がんセンター	30分につき	19,800円	
示する医療上の意		(30分を超える部分について、30分ま		
見)料金		でごとに11、000円を加算した額)		
	埼玉県立小児医療セン	30分につき	19,800円	
	ター	(30分を超える部	分について、30分ま	
		でごとに11,00	0円を加算した額)	
	埼玉県立精神医療セン	30分につき	11,200円	
	ター	(30分を超える部	分について、30分ま	
		でごとに5,600	円を加算した額)	
家族性乳がん・卵巣が	んの遺伝子検査の料金	検査料	実費相当額	
		カウンセリン		
		グ料		
		30分につき	11,000円	
		採血料	3 3 0 円	
乳がん予後予測遺伝子	検査の料金	検査料	実費相当額	
		標本作製料	9,460円	
		病理判断料	1,650円	
		外来診療料	810円	
遺伝性腫瘍遺伝学的検査	査の料金	検査料	実費相当額	
		遺伝カウンセ		
		リング料		
		30分につき	11,000円	
		採血料	3 3 0 円	
リスク低減卵巣卵管切り	余術の料金	医科診療報酬点数表に準じて得た額		
	先進医療及び患者申出療	1回につき	3,823円	
	成二十年厚生労働大臣告			
× 5	五十号に掲げる腫瘍治療			
	亥疾病が発症した時点に			
	満の患者に係るものであ トススのに関え への似る			
	けるものに限る。)の料金	4 H) - 3		
厚生労働大臣の定める分	, ,	1回につき	32,000円	
	式二十年厚生労働大臣告 英二十二月に担ばス年後			
	第五十三号に掲げる術後 手及びオキサリプラチン			
1,74,742				
静脈内投与の併用療法の		1回にっさ	4 0 5 0 5	
	た進医療及び患者申出療 は二十年原生労働士氏生	1回につき	4, 250円	
	式二十年厚生労働大臣告 第二十四号に提ばる ネシ			
□ ホ第日二十九号/ 第二月□ ツムマブ静脈内投与療法	第六十四号に掲げるネシ キの*!-全			
ラムマノ静脈内投与療行 厚生労働大臣の定める分		1回につき	4 O O III	
	七連医療及い思看甲山療 戈二十年厚生労働大臣告	T 間にごう	400円	
	X_十年厚生労働人臣告 第六十六号に掲げる術前			
	Bハ十ハ亏に掲りる州削 B与及びナブ―パクリタ			
キセル静脈内投与の併見				
乳がん術後再建乳房に対		1回につき	50 000	
			50,000円	
乳輪・乳頭再建の料金	(7) 1関ノ	(外暦短加1凹につ	き20,000円)	

鼻孔弁(NSV)の料金			1個につき	44,880円
脳ドックの料金			1回につき	44,000円
胃がん検診(胃内視鏡検査であって、熊谷市が 行うものをいう。)の料金			1回につき	15,755円
大腸がん検診 (便潜血検査であって、熊谷市が 行うものをいう。) の料金		1回につき	1,210円	
肺がん(結核)検 胸			1回につき	5, 464円
		X級検査及び喀痰細胞	1回につき	9,160円
肺ドック(埼玉り	県建設国	国民健康保険組合が行	1回につき	27,500円
うものをいう。)の料金		オプション		
			腫瘍マーカー	5, 500円
胸部·腹部大動原	派	CT単純撮影	1回につき	22,000円
瘤検診の料金		胸部 X 線単純撮影 +腹部超音波検査	1回につき	13,000円
		腹部超音波検査	1回につき	10,000円
がんロコモ検診の	の料	初回	1回につき	4,600円
金 2回目以降		2回目以降	1回につき	9,200円
心理検査所見の制	斗金		1回につき	5,500円
心臓ミニドックの料金			1回につき	27,000円
身体検査(試験	剣査を関	余く。)	1回につき	3,200円
ツベルクリン反応検査(注)			1回につき	7,900円
予防接種ジ	フテリン	ア・破傷風混合	1回につき	4,900円
	百日せき・ジフテリア・破傷風 混合		1回につき	4,960円
	百日せき・ジフテリア・破傷風・ 不活化ポリオ混合 百日せき・ジフテリア・破傷風・ 不活化ポリオ・フェモフィルス b型混合		1回につき	10,320円
不			1回につき	19,770円
不	不活化ポリオ		1回につき	9,170円
麻	麻しん		1回につき	6,260円
風	しん		1回につき	6,390円
	本脳炎		1回につき	6,860円
	破傷風		1回につき	4,810円
	結核 (BCG)		1回につき	10,730円
	風しん麻しん混合 インフルエンザ 循環器・呼吸器病センター		1回につき	9, 130円
1				
			1回目	5, 180円
	, to -	ल्यां १.४. व	2回目	2,810円
	小児医療センター 精神医療センター ムンプス(おたふくかぜ)		1・2回目	5, 130円
				5, 130円
,			2回目	2,750円
	水痘(水ぼうそう)		1回につき	6,190円
		ょりて リル	1回につき	7,880円
	型肝炎		1回につき	6,310円
	肺炎球菌		1回につき 1回につき	8,850円 10,980円
	肺炎球菌(結合型)		1 1凹にづき	1 U. 9 O U H I

	A型肝炎 狂犬病(乾燥組)	織培養不活化狂	1回につき 1回につき	7,700円	
	犬病ワクチン)				
	狂犬病(ラビピ	ュール筋注用)	1回につき	16,940円	
	Hib (ヒブ)		1回につき	9,070円	
	ヒトパピローマ		1回につき	15,510円	
	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン) ヒトパピローマ (子宮頸がん・組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン) ヒトパピローマ (子宮頸がん・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)				
			1回につき	16,840円	
			1回につき	26,860円	
			1回にうる	20,800円	
	ロタウイルス(,	1回につき	13,870円	
	ロタウイルスワ	クチン)			
	ロタウイルスックテント ロタウイルス (5価経口弱毒生 ロタウイルスワクチン)		1回につき	8,730円	
	ロタリイルスリ 髄膜炎菌	クラマナ	1回にへき	95 590H	
			1回につき	25,580円	
		吸器病センター	1同にへき	25,640円	
駐車場	埼玉県立小児	外来(院内で	1 診察、検査等に		
	医療センター	検印を受けた	定額	- 安りる時間 100円	
	医療センター	-		1 *	
	者)		ただし次の各号に該当する場合は無 料とする。		
			イ 身体障害者手帳1~3級の交付を 受けている患者の車両		
			ロ 療育手帳(A)、A、Bの交付を受けている患者の車両 ハ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている患者の車両		
二十			ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両		
	ホ イからハまで 度の障害の状態 事長が認めた患				
			ホ イからハまでに掲げる患者と同程 度の障害の状態である者であると理		
			. , . ,		
			2 上記以外の時間	,	
			20分に	100円	
			つき	L 111	
		面会(病棟に	1 面会に要する時		
		入る許可を受	定額	300円	
	けた者でかつ			各号に該当する場合は無	
		院内で検印を	料とする。	**************	
		受けた者)		者手帳1~3級の交付を は、の工会のなけの表	
				見者への面会のための車	
			両	0 A D = ±112 = 0 =	
				A、A、Bの交付を受けて	
				の面会のための車両	
i l			ハ 精神障害症	者保健福祉手帳 1 級の交	
				\ る患者への面会のため	

		の車両	
		ニータ体障害者手帳を	保持する者が運
		転する車両	
			げる患者と同程
			る者であると理
		事長が認めた患者の	
		2 上記以外の時間	
		20分に	100円
		つき	1 0 0 1 1
	上記以外の者	1時間につき	1,000円
洗濯			
冬物寝巻き		1 枚につき	4 1 0 円
冬物寝巻き		1 枚につき	2 1 0 円
(上下に分けられるもの)			
夏物寝巻き		1 枚につき	300円
夏物寝巻き		1 枚につき	140円
(上下に分けられるもの)			
冬物下着類		1 枚につき	2 1 0円
夏物下着類		1 枚につき	100円
(バスタオル、腹巻き及び	ペンツ類を含		, ,
む。)	. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
足袋及び靴下類		1足につき	40円
消毒		容積3,000立方センチメートルまでご	
		とにつき	50円
慢性疾患児家族宿泊施設		1室1日につき	1, 100円
寝具		1組1日につき	410円
診断書			
普通の診断書		1 通につき	2, 440円
特別の診断書		1 通につき	5, 460円
(年金、恩給等の請求又は	受給に要する診		
断書その他特に複雑なもの)			
死亡診断書		1 通につき	3,300円
生命保険の請求又は受給に	要する死亡診断	1 通につき	4,670円
書			
(簡易生命保険の請求又は	受給に要するも		
のを除く。)			
身体検査書		1 通につき	1, 550円
死体検案書		1 通につき	8,800円
(検案料を含む。)		2通目から1通につき	1, 550円
証明書		1 通につき	1,740円
(分) % 12 相		*ログラス はなける との ない	1, 140円

⁽注) 次に掲げる者に係るツベルクリン反応検査及び予防接種の料金の額は、所定の料金の額 にそれぞれに該当する金額を加えた額とします。(循環器・呼吸器病センター及び精神医 療センターのインフルエンザ予防接種は除く)

ア 3歳未満の者 2,250円

イ 3歳以上6歳未満の者 820円